

# 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会則

(会員、入会金及び会費規則)

## (趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づく会員の詳細並びに定款第6条及び第7条の規定に基づき 入会の手続き、会員の納付すべき入会金、正会員会費、特別会員会費及び賛助会員会費に関して必要な事項を定める。

## (会 員)

第2条 本会の会員は、定款第5条に定める通り、正会員、特別会員、賛助会員、名誉会員で構成する。

## (入会)

第3条 本会に入会しようとする者は、既入会正会員からの紹介または推薦を受け理事会が定める入会申込書により申し込まなければならない。

2. 本会は理事会の決議により、本会の会長または副会長を務めた個人、あるいは本会に特別の貢献があった個人を名誉会員として指名することができる。名誉会員はその入会金及び会費を免除するものとする。
3. 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の担当者として本会に対してその権利を行使する1人の者を定め、届け出なければならない。
4. 入会は申込書に基づいて本会運営委員会の承認を受けて入会が認められるものとする。

## (入会金)

第4条 本会に入会しようとする者は、入会に際して会員種別に応じ、別表1に記載する入会金を納付する。

## (正会員会費)

第5条 正会員会費は、企業規模に応じ、別表1に記載する会費を納付する。

## (特別会員会費)

第6条 特別会員会費は、種別に応じ、別表1に記載する会費を納付する。

## (賛助会員会費)

第7条 賛助会員会費は、種別に応じ、別表1に記載する会費を納付する。

## (会員の活動範囲)

第8条 正会員、特別会員、賛助会員の活動範囲は別表2に記載の範囲とする。

## (会費の納付)

第9条 会費は、本会の請求に基づき、負担する会費年額を一括納付するものとする。但し、年度

途中の入会であって、年度末まで3ヶ月を切って入会の場合には、会費年額の半分を一括納付するものとする。

#### (臨時会費)

第10条 本会の運営に必要なときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

#### (会員種別の変更)

第11条 会員の希望または別表1に定める一般企業とベンチャー企業等の区分に変更が生じた際は、以下に定める本会による確認を得るものとし、その後、以下に定める年会費、種別変更に伴う入会金の差額の納付をもって会員種別が有効になるものとする。

##### (1) 賛助会員から正会員への会員種別変更

会員種別の変更を希望する会員は、事務局に対し希望の申し出を行い、運営委員会の議決による確認を得るものとする。

正会員と賛助会員の入会金の差額、及び種別変更後の年会費（既に種別変更前の年会費を納付済みの場合、変更によって生じる差額）を納付するものとする。

##### (2) 正会員から賛助会員への会員種別変更

会員種別の変更を希望する会員は、事務局に対し希望の申し出を行い、運営委員会の議決による確認を得るものとする。

入会金の差額は返還しない。また種別変更前の年会費規定額を支払い済みの場合も賛助会員への変更で生じる差額は返還しない。

##### (3) 一般企業からベンチャー企業等への区分変更

一般企業からベンチャー企業等へ区分変更を希望する会員は、本会の年度開始日前に到来する直近の決算日時点において変更後の区分に該当することを確認できる資料を添えて、本会の当該年度の5月31日までに事務局に対し希望の申し出を行い、事務局の確認を得てこれを行うことができる。事務局の確認を得て区分変更を行った会員は、当該年度についてベンチャー企業等の区分に従って年会費を納付するものとし、事務局は本変更申し出を受けた場合はその確定まで当該会員による年会費の納付を猶予することができる。

##### (4) ベンチャー企業の区分確認

ベンチャー企業に区分される会員は、本会の年度開始日前に到来する直近の決算日時点において区分に該当することを確認できる資料を、本会の当該年度の5月31日までに事務局に提出し、事務局の確認を得るものとする。ただし、特別な理由がある場合には、事務局の了解を得て、最長で1ヶ月間資料の提出期限を延長できるものとする。事務局の確認の結果、別表1に定めるベンチャー企業等区分から外れた場合は、本会の当該年度において一般企業の区分に従って年会費を納付するものとする。

#### (会費等の返還)

第12条 本会は、定款第9条の規定に基づく会員の除名及び同第10条の規定に基づく会員の退会に際して、既に納付された入会金、正会員会費又は賛助会員会費は返還しないものとする。

#### (会員の資格喪失)

第13条 会員は、次の各号の一に該当する場合に、その資格を喪失する。

- 1) 任意退会したとき。
- 2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 3) 継続して2年分以上会費を滞納したとき。
- 4) 除名されたとき。

(退会)

第14条 会員は、所定の退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。ただし、3か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
2. 前項の場合、その会員に対し、当該社員総会の日の1週間前までに、除名する旨の通知を理由を付して行い、かつ社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
3. 会長は、会員を除名したとき、除名した社員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員名簿)

第16条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した会員名簿を作成する。

別表 1

会員の種別	定 義	年会費	入会金
正会員	一般企業	一口 40 万円 (一口以上)	20 万円
	ベンチャー企業等 下記の要件を全て満たすこと。 ・中小企業であること(従業員数 300 人以下 又は資本金3億円以下) ・他の法人が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと ・複数の法人が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していな いこと ・前事業年度において、当期利益が計上さ れていない又は当期利益は計上されてい るが事業収益がないこと	一口 10 万円 (一口以上)	5 万円
特別会員	その他法人、団体	一口 5 万円 (一口以上)	2.5 万円
賛助会員	一般企業	一口 20 万円 (一口以上)	10 万円
	上記定義によるベンチャー企業等	一口 5 万円 (一口以上)	2.5 万円
	非営利法人、団体	一口 2 万円 (一口以上)	1 万円
	個人 (個人とは、個人企業の代表者、医師、 学術研究機関 (アカデミア) の 研究者、企業に所属しない個人、のいず れかを指します)	一口 1 万円 (一口以上)	0.5 万円
名誉会員	理事会が指名した個人	免除	免除

別表 2

会員の種別	社員総会 決議	理事・監事 選任	部会参加*	有料フォーラム 無料参加	ホーム ページ記載
正会員	○	○	○	○ (但し人数制限)	○
特別会員			○	○ (但し人数制限)	○
賛助会員				○ (但し人数制限)	○

名誉会員				○ (但し人数制限)	○
------	--	--	--	---------------	---

\*部会活動への参加は積極的な活動への参加・貢献を求めています。なおリーダーに運用上の制約を設けることを認めています。

制定 平成23年7月26日

改訂 平成24年12月20日

改訂 平成26年3月17日

改訂 平成27年3月25日